最終更新日：2019年4月1日
シークス株式会社
代表取締役社長　桔梗　芳人
問合せ先：総務部　06-6266-6418
証券コード：7613
http://www.siix.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、下記の「シークス・プリンシプル(SIIX Principles)」を企業理念として制定し、すべての役員および従業員が行う企業活動の基本理念としております。

●シークス・プリンシプル
≪企業理念≫
世界の重要なリソースに光をあて、その有効活用の追究により、社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。
≪企業目的≫
シークスは、世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。
≪企業活動の基本精神≫
1．Challenging
全ての企業活動に挑戦的、意欲的に取り組み、革新を生む活動を行う。
2．Speedy
意思決定や情報伝達など、全ての企業活動においてスピーディであること。
3．Fair
全ての企業活動において、コンプライアンスを重んじ、常にフェアであること。

当社グループでは、この企業理念のもと、企業の社会的責任を常に意識するとともに、法令・社会的規範の遵守を企業活動において実践していくための行動指針として、「シークスグループ行動規範」を制定しております。また、企業活動を律するコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要な責務であるとの基本認識に立ち、適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則４－１－３．　最高経営責任者等の後継者の計画についての監督】
最高経営責任者等の後継者計画については、取締役会により、透明性のある後継者育成のプロセスを導入してまいります。また、持続的な成長のため経営幹部層に対し、企業理念の十分な理解、マネジメントに必要な課題解決力、リーダーシップ等を強化するための具体的な教育プランを策定してまいります。

【補充原則４－３－２．】
【補充原則４－３－３．】
最高経営責任者の選解任に関しては、会社業績のパフォーマンスやコンプライアンス問題の発生の有無等を基準に今後、公平性、透明性のある手続きの導入を目指し、十分に議論を重ねたうえで取締役会に上程し選解任を決定いたします。

【補充原則４－10－１．　指名・報酬等の検討における独立社外取締役の適切な関与・助言】
当社の取締役会の構成は、現在6名中2名が独立社外取締役でありますが、今後独立社外役員を主要メンバーとする指名委員会や報酬額の決定のための報酬委員会を設置の検討をしていくことで、透明性の高いガバナンスの向上に努めて参ります。

【原則４－11．　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
現在、当社には女性の執行役員はいるものの取締役会には女性役員や日本人以外の役員はおりません。今後多様性の観点から女性や国籍の違う取締役の選任についても、検討してまいります。なお現地法人のマネジメントや要職には既に外国人や女性社員も就いており、今後このような層を中心に条件を満たす者について、選抜を行った上で取締役等への選任を検討してまいります。また監査役に関しては1名が公認会計士であり、財務・会計に関する十分な知見を有しているものと考えております。

【補充原則４－14－２．　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社の取締役及び監査役には、グローバルベースでマクロ経済環境等の見識が求められますが、当社に相応しい外部セミナーのプログラム等を導入し、不定期にセミナーを開催しておりますが、今後は更なるプログラムの充実に取り組んでまいります。また、執行役員層にも同等のプログラムを導入し、ガバナンスの更なる強化を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４．　いわゆる政策保有株式】
当社がビジネスを展開していくうえで、仕入先、協力工場、金融機関等との良好な関係性を持続することが業容の維持・拡大の前提となっております。このため、各ステークホルダーとの取引等の維持・拡大、財務的安定を主な目的として政策保有株式を保有しております。従って、政策保有の前提となる業容の拡大や資金政策上のメリット等に有効性が乏しいと判断した際には、売却を検討いたします。なお、有効性の評価については、年一回取締役会に個別銘柄ごとに「政策保有株式の保有に関する有効性の評価」を付議し、保有による便益・リスクが資本コストに見合っているか等を総合的に検証を行い、保有継続または売却について決定しております。なお、2016年度には、1銘柄の売却を行っております。個別の議案に関しては、当社の企業価値を毀損する可能性がないか、コンプライアンス面で問題がないか等を勘案の上、議決

権を行使いたします。

【原則1－7． 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程において、取締役と当社との自己取引、競業取引及び利益相反取引について取締役会に報告し、事前承認を得ることとなっております。また、関連当事者間取引については、取締役と監査役に対して、年一回調査を行い、取引の有無の確認や取引のあった場合はその取引条件について把握し、検証を行います。

【原則2－6． 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金の積立金運用が従業員の資産形成に加え、当社の財政状況にも影響を与えることを認識し、企業年金を担当する総務部が運用機関に対する適切なモニタリングが行えるよう豊富な知識と経験を備えた人材を配置しており、セミナーへの参加等で人材の育成にも取り組んでおります。また併せて運用委託先のスチュワードシップコードへの対応状況や議決権行使基準等も確認しております。
当社はこの他、サカタインクス企業年金基金に加盟しており、当社独自では年金の運用を行っておりませんが、同基金が適切な人材配置や教育がなされていることを確認しており、同基金の資金運用に対して、方針の決定への関与やモニタリング等を行う目的で代議員を派遣し、基金の運営に参画しております。

【原則3－1． 情報開示の充実】
(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
前記の「1．基本的な考え方」内に記載のとおりであります。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、(i)の企業理念や企業目的のもと、企業の社会的責任を常に意識するとともに、法令・社会的規範の遵守を企業活動において実践していくための行動指針として、「シークスグループ行動規範」を制定しております。また、企業活動を律するコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要な責務であるとの基本認識に立ち、適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に努めております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部と取締役・監査役候補の選任については、グローバルベースでのビジネスに必要な国際感覚、ビジネスキャリア、人格等を基準に決定し、解任に関しては主にコンプライアンス事案の発生の有無、健康上の理由により職務遂行が困難となった場合等を対象といたします。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・解任・指名についての説明
新任の社内取締役、監査役、社外取締役及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知等にて開示いたします。
なお、新任の社内取締役の選任理由については、以下のとおりであります。

取締役　大野 精二
当社入社以来、一貫して海外グループ会社の経理部門の要職を歴任し、グローバルベースでの経理部門を統括する執行役員であります。幅広い経理知識や海外ビジネスに関する経験を有しており、今後もこれらの経験と高い見識を活かし経営の意思決定等に参画していくことが適切であると判断し、取締役候補者といたしました。

取締役　丸山 徹
金融機関において経営企画部門や法人営業部門を経験し、当社入社後も経営企画部門、総務・人事部門を統括する役員を歴任いたしました。IR、資本市場やコーポレートガバナンス、コンプライアンスに対する幅広い知識と経験を有しており、今後も当社グループの企業価値の向上に適切な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といたしました。

【補充原則4－1－1． 経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程、取締役会運営規則、決議事項に関する細則、経営委員会規程に基づき、取締役会付議事項、報告事項を明確に定めております。

【原則4－9． 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1． 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社の取締役会は、当社の事業または会社業務等に精通し、高度な専門性を有し、グローバルな視点を持った幅広い経営判断ができる候補者を、取締役会の多様性と適正規模についても検討した上で決定しております。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。

【補充原則4－11－2． 取締役・監査役の兼任状況】
当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会運営規則にて定めております。また、四半期毎に関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認しており、全取締役・監査役の兼任状況について管理する体制を構築しております。その結果は毎年定時株主総会の事業報告書において開示を行っております。

【補充原則4－11－3． 取締役会全体の実効性評価】
当社は、年一回、取締役会の構成、機能、審議資料その他幅広いテーマについてアンケートを実施しており、実効性について分析・評価を行いその結果の概要を取締役会に報告しております。以下がその概要と今後の対応の内容であります。
[1] 取締役の構成について
現状の規模感に関しては、妥当であるとの回答が全てでした。ただし、構成に関しては一部の取締役から管理部門を統括できる取締役の必要性が昨年に続き述べられました。

[2] 取締役会の運営について
全ての取締役より取締役会は自由に発言できる雰囲気であり、適切である旨の回答がありました。

[3] 取締役会の役割・責務
全ての取締役から社外取締役に関しては適切に機能しているとの意見がありました。
また、取締役会でのリスクの検証については、多くの取締役より妥当であるとの回答があった一方で、議論が十分尽くされたとは言えないといった意見も一部であり、その対処・結果についても適切な報告が必要であるといった意見が存在しました。

[4] 資料の事前配布時期、量、審議時間、基準等について
取締役会審議資料については、量ではなく質の改善が求められるといった意見や十分に審議するためには、資料の配信のタイミングが遅いといった意見が多く出ました。また、設備投資案件については、金額基準について見直しも必要であるが、寧ろ予算計上の有無や投資後のリターンの検証の方が重要であるといった意見がありました。

[5] 指名委員会・報酬委員会の活用について
指名委員会の設置に関しては、賛成意見もあるものの様々な意見があり、取締役会としての意見の集約までには至っておりませんが、報酬委員会の設置については、賛成意見が多かったものの、報酬委員会の判定基準への懸念や金額決定の困難さについての意見があがっています。

[6] 社外取締役への支援体制について
社内役員とのコミュニケーションについては概ね良好との見方が多く、社内の様々な会議への出席も認められている状況と判断できます。ただ、情報提供については、情報内容や体制については完全ではないとの意見も出ております。

[7] 投資家、株主への対応について
投資家、株主への活動自体は適切であるといった意見が多かったものの、投資家からの意見や反応に関しては正式に会議内で時間を設けて、共有すべきであるとの意見が上がりました。

上記の分析及び評価に対して今後以下の通り取り組んで参ります。
[1] 取締役の構成について
2019年3月28日開催の第27期定時株主総会にて管理担当の取締役が2名選出されましたが、更なるガバナンス・コンプライアンスの強化に努めてまいります。

[2] 取締役会の役割・責務についておよび資料の事前配布時期、量、審議時間、基準等について
今後もリスクの明確化や審議に役立つような資料を目指すため、提出資料の精度を高めるようフォーマットの改善や不足情報の事前入手の徹底等を行ってまいります。

[3] 指名委員会・報酬委員会の活用について
本年度中に指名委員会、報酬委員会に関する取締役会の意見の集約を目指し、会社の方針を定めていきたいと考えています。

[4] 社外取締役への支援体制について
社外取締役への情報提供についても、社内役員と同レベルの情報が得られるよう工夫してまいります。

[5] 投資家、株主への対応について
本年度より年2回取締役会報告事項としてIR活動を報告し、決算説明会や個別訪問で出た様々な意見について取締役会全体で共有を行い、今後のIR活動の質の向上のみならず、こうした意見を経営に反映させてまいります。

[補充原則4－14－2． 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]
前記の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の同項目に記載のとおりであります。

[原則5－1． 株主との建設的な対話に関する方針]
当社では経営トップ（会長・社長）自らがIRに関与しております。具体的には年2回の機関投資家向け説明会や個人投資家向け説明会の他、海外IR等を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
サカタインクス株式会社	10,812,000	22.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,142,800	8.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,113,500	6.59
有限会社フォーティ・シックス	2,200,000	4.66
株式会社りそな銀行	2,170,800	4.60
株式会社三井住友銀行	2,160,000	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,908,000	4.04
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,848,100	3.91
村井　史郎	1,400,000	2.96
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券信託口）	776,800	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当社の株式に対して提出されております大量保有報告書については以下のとおりであります。

・2018年２月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2018年２月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、株式会社三井住友銀行を除いて当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。なお、当社は、2018年４月１日付で１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数は株式分割前の株式数を記載しております。

[1]氏名又は名称：　三井住友アセットマネジメント株式会社
　住所：　東京都港区愛宕二丁目５番１号　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー２８階
　所有株式数（千株）：　321
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　1.28

[2]氏名又は名称：　株式会社三井住友銀行
　住所：　東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
　所有株式数（千株）：　1,080
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　4.29

・2018年５月８日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド(Schroder Investment Management Limited)が2018年４月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称：　シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
　住所：　東京都千代田区丸の内１－８－３
　所有株式数（千株）：　3,819
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　7.58

[2]氏名又は名称：　シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（Schroder Investment Management Limited）
　住所：　英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31
　所有株式数（千株）：　103
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　0.21

・2018年６月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱ＵＦＪ銀行およびその共同保有者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および三菱ＵＦＪ国際投信株式会社および三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が2018年６月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を除いて当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称：　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
　住所：　東京都千代田区丸の内二丁目７番１号
　所有株式数（千株）：　720
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　1.43

[2]氏名又は名称：　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
　住所：　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
　所有株式数（千株）：　1,273
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　2.53

[3]氏名又は名称：　三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
　住所：　東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
　所有株式数（千株）：　445
　発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）：　0.88

[4]氏名又は名称：　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
　住所：　東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
　所有株式数（千株）：　159

発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 0.32

・2018年11月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) および野村アセットマネジメント株式会社が2018年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称： 野村證券株式会社
住所： 東京都中央区日本橋一丁目９番１号
所有株式数 (千株)： 912
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 1.78

[2]氏名又は名称： ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)
住所： 1Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom
所有株式数 (千株)： 500
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 0.98

[3]氏名又は名称： 野村アセットマネジメント株式会社
住所： 東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
所有株式数 (千株)： 3,065
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 6.08

・2019年１月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者であるみずほ証券株式会社およびアセットマネジメントOne株式会社およびみずほインターナショナル (Mizuho International plc) が2018年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、株式会社みずほ銀行を除いて当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称： 株式会社みずほ銀行
住所： 東京都千代田区大手町一丁目５番５号
所有株式数 (千株)： 120
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 0.24

[2]氏名又は名称： みずほ証券株式会社
住所： 東京都千代田区大手町１丁目５番１号
所有株式数 (千株)： 296
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 0.58

[3]氏名又は名称： アセットマネジメントOne株式会社
住所： 東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
所有株式数 (千株)： 1,599
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 3.14

[4]氏名又は名称： みずほインターナショナル (Mizuho International plc)
住所： Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom
所有株式数 (千株)： 0
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合 (%)： 0.00

注１ 「大株主の状況」は2018年12月31日現在の状況を記載しております。
注２ 上記、大株主は、自己株式3,156,256株を除いて表示しております。
注３ 三井住友アセットマネジメント株式会社は2019年4月1日より社名を三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に変更しておりますが、上記の大量保有報告書の提出状況については、当該報告書の記載内容に基づいて記載しております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社のグループ会社は、その多くが海外現地法人であり、それぞれミッションが異なるほか、各拠点の国または地域の違いによっても環境や条件も異なります。当社はそれぞれの独立性を尊重しつつ、当社の企業理念をグループ全体の共通理念として協働体制を構築・整備するため、経営資源の効率的活用、グループの統一性の観点から大綱方針を決定しております。

また、当社は、2018年12月末現在において、サカタインクス株式会社の持分法適用関連会社であります。当社は、同社製品である印刷インキを一部地域に輸出販売しておりますが、同社からの仕入額は、当社連結仕入総額の約0.10%であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高谷　晋介	公認会計士											
大森　進	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷　晋介	○	（独立役員） 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。同氏は北辰税理士法人の代表社員であり、フジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同氏は当期末時点で当社の株式を2,000株保有しております。	公認会計士、税理士として永年の経験を有しており、独立・公平な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断いたしました。 また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断するため、独立役員の届け出を行っております。

大森　進	○	(独立役員) 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。同氏はUBS証券株式会社の常勤監査役でありUBSアセット・マネジメント株式会社の社外監査役を兼務しております。	資本市場に対する豊富な知識や経営者としての経験をもとに当社のガバナンスを更に強化していただけると判断いたしました。 また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断するため、独立役員の届け出を行っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は事業年度の初めに、会計監査人に監査計画の提示を求め、その年度の監査方針、監査体制、監査手続および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。
・監査役は、会計監査人が行う期中監査、期末監査、子会社の往査および監査講評に立ち会うほか、監査の過程において、会社運営上の諸問題について適宜意見の交換を行っております。会計監査人による監査終了後には監査に関する報告および説明を求め、指摘事項等について協議するなど必要な連携を保っております。
・監査役は、会計監査人による監査報告の内容、監査の全過程を通して協議した内容に基づき監査意見を検討し、監査役会での協議により監査報告書を作成しております。
・内部監査はスタッフ2名で構成される監査室が担当しております。監査室は内部監査規程に基づき監査を実施し、経営の改善に寄与することを方針としております。
・監査室は事業年度の初めにその年度の内部監査計画を策定しますが、監査役と監査項目について必要な意見交換を行うなどの連携を保っております。監査室は、監査の結果を監査報告書にまとめ社長に報告するほか、監査役へ送付しております。監査役は定期的に監査室と会合をもって情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石橋　正紀	公認会計士													
手島　泉	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石橋　正紀	○	(独立役員) 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。同氏は税理士法人石橋･笠原事務所の所長であります。また、株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。	永年にわたり公認会計士、税理士として培われた専門的な知識、経験等を活かして、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断いたしました。 また、有価証券上場規定施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断するため、独立役員の届け出を行っております。
手島　泉		当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社のその他の関係会社であるサカタインクス株式会社の常勤監査役であります。	海外駐在を通じて豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2017年3月より取締役(社外取締役を除く。)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当該付与対象者には、社外取締役を含んでおりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

≪役員報酬等の内容≫(2018年12月期)

取締役(支給人員5名)	253百万円
うち社外取締役2名	16百万円
監査役(支給人員4名)	22百万円
うち社外監査役3名	7百万円

注1：2017年3月30日開催の定時株主総会による取締役の報酬等の限度額は、年額400百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)であります。なお、取締役の報酬等限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与･賞与は含まれておりません。
注2：2008年3月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。
注3：上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与･賞与は含まれておりません。
注4：期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に辞任した監査役(社外監査役)が含まれているためであります。

≪役員ごとの連結報酬等の総額等≫(2018年12月期)

代表取締役	村井　史郎	129百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は基本報酬、役員賞与、ストックオプションその他の非金銭報酬で構成されており、経済情勢及び経営環境の変化ならびに当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・月次決算、四半期決算、年度決算並びに重要事項の意思決定に先立ち、各担当役員・執行役員がその内容等について詳細な説明を行い、社外役員が監督、監査するために必要とする情報が十分に伝達されるよう努めております。
・社外監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、監査役補助者を設置することができる体制をとっております。また、この場合、当該補助者の人事異動・評価等については監査役会の同意を得ることとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

≪経営の意思決定、執行、監督および監査に係る経営管理組織の状況≫
・取締役会は取締役6名で構成し、取締役6名（うち社外取締役2名）ならびに監査役3名（うち社外監査役2名）が出席して毎月開催しております。また、業務執行については、執行役員21名（取締役兼務者を含む）が各部門・地域の業務執行責任を分担しております。
・取締役会の重要事項意思決定の補佐・諮問機関として、取締役および常勤監査役等で構成する経営委員会を設置運営しております。経営委員会では経営の基本方針・経営全般の重要事項ならびに大口新規取引・投資案件等の重要個別案件を審議しております。
・子会社における業務の適正の確保、リスク管理の徹底を図るため、子会社毎に毎月現法役員会を開催しております。この会議には本社役員、執行役員、現地法人役員等が出席し、子会社の経営状況の把握と個別案件の協議を行っております。
・内部監査の実施部門として、社長直轄の監査室を設置しており、経営の改善に寄与することを目的に活動を行っております。
・監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役によって構成しており、原則として月1回開催しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役および使用人からの報告聴取、重要書類の閲覧、子会社における業務及び財産の状況等の調査を通じ、経営監査機能を担っております。なお、社外取締役2名および社外監査役の内1名を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
・会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任し、年次決算を中心に会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。なお、同監査法人は、当社の会計監査を担当する監査責任者が一定期間を超えて関与することのないように、自主的に措置をとっております。また、有限責任 あずさ監査法人の継続監査期間は27年であります。
　業務を執行した公認会計士の氏名
　　指定社員・業務執行社員 ： 松井理晃、重田象一郎
　会計監査業務に係る主な補助者
　　公認会計士16名、その他12名
・2018年12月期の会計監査人に対する報酬等の内容は次のとおりです。
　1．公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49百万円
　2．当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額・・・・・・49百万円
注1：当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
　なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

≪その他≫
2007年3月29日開催の定時株主総会決議により、当社定款において、取締役および監査役が、職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるようにするべく、会社法第426条第1項の規定にもとづき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度のもと取締役会決議によって免除することができる旨を定めております。
また、会社法第427条第1項の規定にもとづき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の当社に対する損害賠償責任に関して、その限度額を、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めております。
なお、社外取締役高谷晋介氏および大森進氏ならびに社外監査役石橋正紀氏および手島泉氏との間で、社外役員が職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対して損害賠償責任を負わないとする旨の契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の機能明確化と活性化、および業務執行責任体制の強化等を目的に取締役会のスリム化と執行役員制度の導入を行っております。これにより経営の意思決定機関および業務執行監督機関として取締役会は6名で構成することとし、経営効率の維持・向上を図っております。
取締役の内2名を社外取締役としており、ガバナンスの強化に努めております。また、監査役会を構成する3名の監査役の内2名は社外監査役であり、内部統制担当役員および内部監査部門と連携することでガバナンスの向上に努めております。
内部統制担当役員は関係会社管理を担当する役員であり、コンプライアンス委員会を統括する役員と連係の上、コンプライアンスおよびリスクマネジメントの観点からの意見を取締役会の決議に反映させる役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に十分な検討期間を持っていただくために、定時株主総会招集通知の早期発送をしております。
電磁的方法による議決権の行使	第25期定時株主総会より、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第25期定時株主総会より、機関投資家の議決権行使環境を改善するため、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の要約した招集通知を発送日の6日前から当社のウェブサイトに、2日前から株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。 また、議決権行使プラットフォームには発送日の2日前に掲載しております。 当社ウェブサイト（英語）： http://www.siix.co.jp/eg/ir/stock/soukai/index.html
その他	株主総会の終了後に、株主との交流の場として株主懇談会を開催し、当社の経営方針・現況等について株主の理解を深める努力をしております。 また、招集通知発送の7日前に、当社ウェブサイトに招集通知を掲載しております。 当社ウェブサイト（日本語）： http://www.siix.co.jp/ir/stock/soukai/index.html

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の企業理念に基づき、株主をはじめステークホルダーとの価値交換性を高めるため、SpeedyでFairな情報開示を実行するため、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社の事業等を紹介するとともに、一般投資家の意見や要望にも触れるため、不定期ではありますが、個人投資家向け会社説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに、主としてアナリスト・機関投資家等を対象に、会社の経営方針と決算の内容を説明するための決算説明会を開催しております。また、代表者・担当役員等が随時機関投資家を訪問し、会社の現況等を説明する機会をもっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に投資家向けIR情報として、有価証券報告書・四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、電子公告、株主通信、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、適時開示資料、主要財務指標、IRカレンダー等を掲載し、投資家の情報ニーズに応えるべく努めております。 日本語版：http://www.siix.co.jp/ir/index.html 英語版：http://www.siix.co.jp/eg/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部および東京総務部にIR担当を置くとともに、担当役員が統括しております。	

その他	・海外投資家の投資判断に資する情報を提供すべく、決算短信の財務情報、重要な適時開示資料および決算説明会資料を英文にて作成し、当社のホームページ上で開示しております。 ・定期的に海外IRを行い、海外機関投資家との面談の機会を設けております。 ・投資家向けIR情報配信サービス(Spiral)を利用し、WEBサイトおよびIRニュースの更新時には、メール配信により投資家へスピーディに情報を提供しております。 ・株主優待制度を実施し、より多くの投資家に当社事業への理解と支援をいただく努力をしております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念「シークス・プリンシプル」において、「全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる」ことを企業目的として掲げるとともに、これを企業活動において実践するための指針として「シークスグループ行動規範」を制定し、すべての役員および従業員に徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	世界のリソースの有効活用を追究する"グローバル・ビジネス・オーガナイザー"として、豊かな社会づくりに貢献するために、文化・スポーツ振興活動、環境保全活動などさまざまな活動を行っています。 また、CSR活動の内容および実施状況は、当社ホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の企業理念に基づき、株主をはじめステークホルダーとの価値交換性を高めるため、SpeedyでFairな情報開示を実行するため、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。
その他	本社では、人材活用、女性の活躍促進のため、「育児・介護休業規程」を制定しており、3名が育児休暇を利用しております。また、「在宅勤務制度規程」を制定しており、4名が在宅勤務制度を利用しております。また、小学3年生までの子を持つ社員に対し、育児のための短時間勤務を認めており、4名が「育児のための短時間勤務期間制度」を利用しております。 また、グループ全体では、2018年９月末現在において、全幹部クラスにおける女性幹部の比率は41.3%であります。女性幹部のうち１名を執行役員に登用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社のコーポレート･ガバナンス体制

⑴ 取締役及び取締役会
[1]取締役会は、法令及び定款に則り、会社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督する。
[2]取締役会の機能明確化と活性化、業務執行責任体制の強化等を目的に、執行役員制度を採用している。
[3]執行役員（取締役兼務者を含む）が各部門･地域の業務執行を分担する体制とする。
⑵ 監査役及び監査役会
[1]監査役は、法令で定められる権限の行使とともに、取締役の職務執行の適法性について監査を実施する。
[2]監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をする。
⑶ 会計監査人
会計監査人は、法令の定めるところに従い、当社の計算書類等について監査を行う。
⑷ 内部監査
社長直轄の組織として監査室を設置し、各部･各子会社の業務内容の妥当性、リスク管理の状況及びコンプライアンスの状況を調査するため、監査室による内部監査を実施する。

2．内部統制システム構築の基本方針

上記のような体制の下、当社は下記の基本方針に則って、内部統制システムの構築に努めております。

⑴ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
[1] 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念 ”SIIXPrinciples”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員･従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準･規範とする。
[2] 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ　コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、総務部が事務局を担当し、調査･啓蒙･改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
[3] 当社監査室は、定期的に、当社の各部門･各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
[4] コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ　内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
[5] 2016年2月22日に規程を改訂し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
[1]「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存･管理する。
[2] 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。
[3] 文書･情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存･管理する

⑶ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
[1]「シークスグループ　リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。
[2]「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
[3] 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議･決裁する。
[4]「シークスグループ　危機管理規程」に基づき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾･損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法等を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。

⑷ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
[1] 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
[2] 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案･実行する。
[3] 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
[4] 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。

⑸ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
[1] 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請･報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
[2] 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
[3] 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
[4] 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
[5] 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

[1] 監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。

(7) 前号の使用人の、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
[1] 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
[2] 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
[1] 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
[2] 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
[3] 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
[4] 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
[1] 監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
[1] 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
[1] 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
[2] 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
[3] 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。

(12) その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）
[1] 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
[1] 当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関りを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
[1] 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
[2] 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
[3] 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
[4] 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜当社の適時開示体制の概要＞

1. 適時開示に関する基本方針
　当社は「シークス行動規範9「個人情報保護と情報の開示」」を実践する為、ディスクロージャーポリシーを定めております。具体的には、金融商品取引法および東京証券取引所の適時開示規則によって定められてる情報、並びに投資家の投資判断に影響を及ぼすと考えられる重要な情報を速やかに開示することを基本方針としております。
　また法令遵守の観点より、「内部者取引管理規程」を規定、社内研修等で啓蒙することにより、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。

2. 適時開示に係る社内体制およびモニタリング
　投資家の投資判断に重要な影響を与える「決定事実・決算情報」に関しましては、国内外の子会社や国内各部門から社内重要会議や「伺い書」を通じ、情報取扱責任者に情報が集約されます。情報取扱責任者および担当部門である総務部は伝達された内容を確認し、「上場有価証券の発行者の会社情報の 適時開示等に関する規則」に従い、開示の必要性の検討を行います。取締役会の決議および監査役の検証を得たうえ、総務部は適時開示の前に「適時開示文書チェックリスト」を関連部門及び監査役に回付し、開示手続きに不備がないか、確認漏れがないか等を再度確認したうえで、東京証券取引所への適時開示（TDnet登録）を行います。

